

石油備蓄の現況

平成21年12月
石油精製備蓄課

1. 我が国の現行石油備蓄制度は、国家備蓄と、「石油の備蓄の確保等に関する法律」に基づく民間備蓄の二本立てとなっている。

2. 平成21年10月末現在の我が国の石油備蓄は、

	【製品換算】	【保有量】
<u>国家備蓄</u>	<u>112日分</u> 4,807万k l (3.0億バレル)	原油 5,047万k l (3.2億バレル) 製品 13万k l (0.008億バレル)
<u>民間備蓄</u>	<u>87日分</u> 3,735万k l (2.3億バレル)	原油 1,854万k l (1.2億バレル) 製品 1,973万k l (1.2億バレル)
<u>合 計</u>	<u>199日分</u> 8,542万k l (5.4億バレル)	合計 8,887万k l (5.6億バレル)

(注) 1. 四捨五入のため内数と計は一致しないこともある。
2. 備蓄日数は石油備蓄法に基づき、国内の石油消費量をもとに計算しており、I E A (国際エネルギー機関)における備蓄日数の計算方法とは異なる。

3. 国家備蓄は、昭和53年度から開始し、昭和63年度に原油3,000万k lに達した。さらに、昭和62年11月の総合エネルギー調査会石油審議会石油備蓄小委員会報告を踏まえて備蓄増強を進め、平成10年2月に原油5,000万k lを達成した。

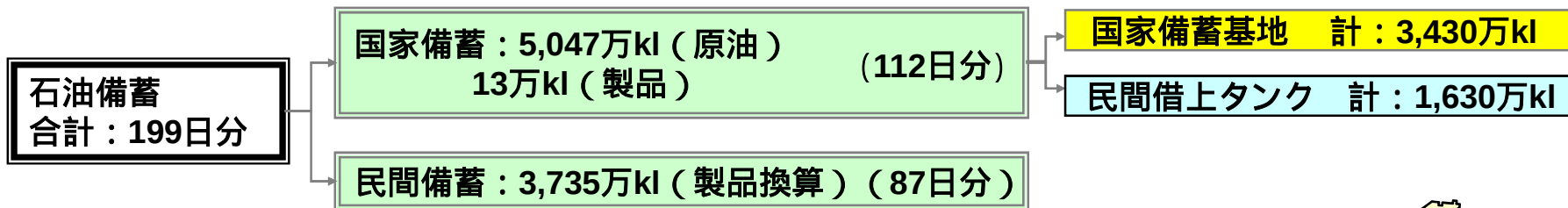
4. 民間備蓄は、昭和50年度に石油備蓄法を制定(平成13年に「石油の備蓄の確保等に関する法律」に改正)し、石油精製業者、石油販売業者及び石油輸入業者に備蓄を義務づけており、備蓄義務量は平成5年度以降70日分となっている。

(参考) 石油備蓄の推移【製品換算】 単位: 万k l、() は日数

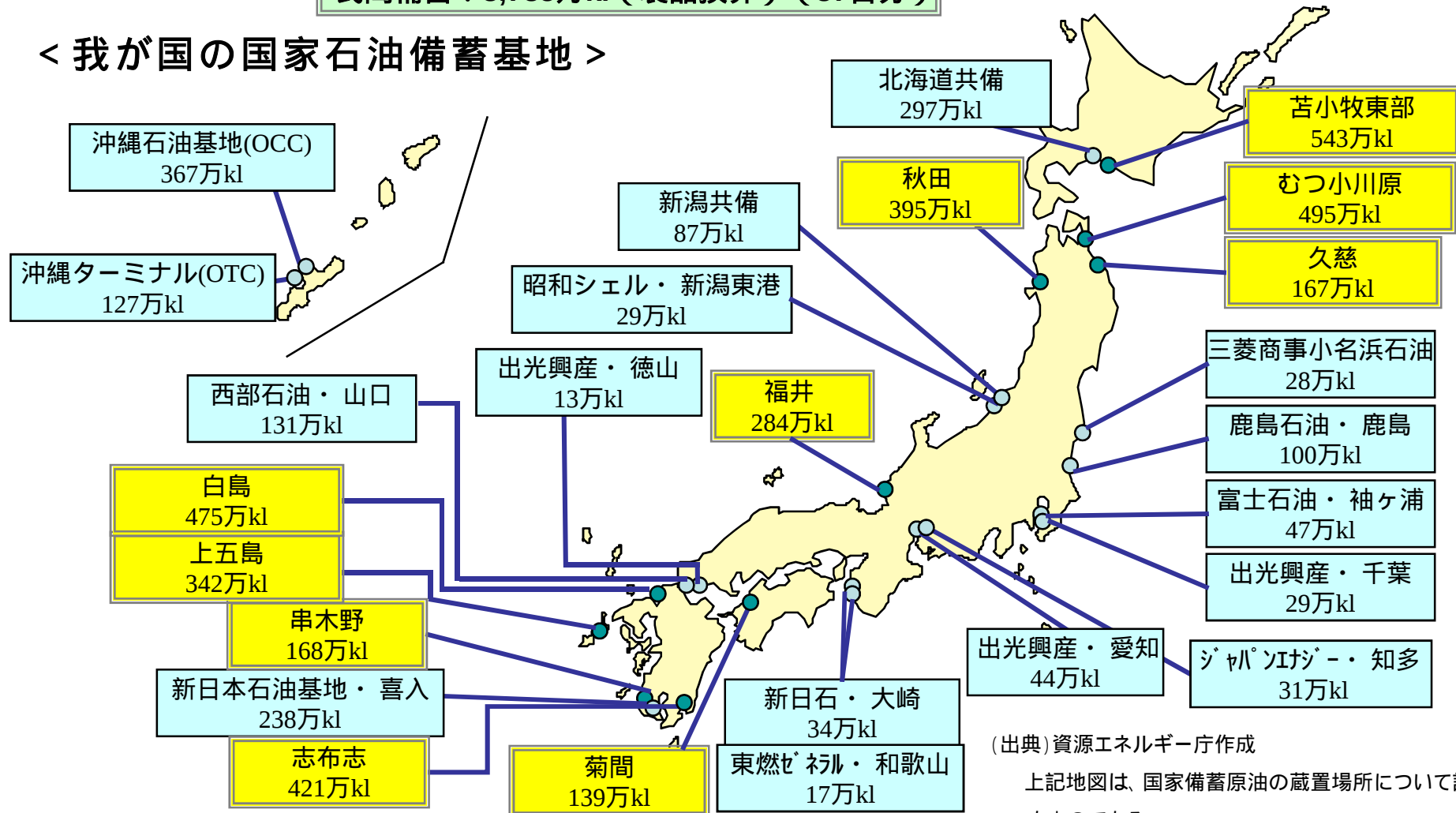
	<u>国家備蓄</u>	<u>民間備蓄</u>	<u>合 計</u>
20年 10月	4,830 (9 8)	4,196 (8 5)	9,027 (1 8 3)
11月	4,831 (9 9)	4,161 (8 5)	8,992 (1 8 4)
12月	4,832 (1 0 0)	4,003 (8 3)	8,834 (1 8 2)
21年 1月	4,831 (1 0 1)	3,887 (8 1)	8,718 (1 8 2)
2月	4,831 (1 0 2)	3,869 (8 1)	8,700 (1 8 3)
3月	4,831 (1 0 2)	3,839 (8 1)	8,670 (1 8 4)
4月	4,816 (1 0 3)	3,792 (8 1)	8,608 (1 8 4)
5月	4,815 (1 0 5)	3,803 (8 3)	8,618 (1 8 9)
6月	4,805 (1 0 6)	3,799 (8 4)	8,604 (1 9 0)
7月	4,796 (1 0 8)	3,735 (8 4)	8,531 (1 9 2)
8月	4,795 (1 1 0)	3,689 (8 4)	8,484 (1 9 4)
9月	4,794 (1 1 0)	3,759 (8 6)	8,553 (1 9 7)
10月	4,807 (1 1 2)	3,735 (8 7)	8,542 (1 9 9)

我が国の石油備蓄の現状

平成21年10月末現在



< 我が国の国家石油備蓄基地 >



(出典)資源エネルギー庁作成

上記地図は、国家備蓄原油の蔵置場所について記載したものである。